

締約国に関する情報 S T	サントメ・プリンシペ 一 般 情 報	附属書 B 1 S T
国内官庁の名称	Industrial Property National Service (SENAPI) (工業所有権国立サービス (SENAPI))	
所在地及び郵便のあて名	Rua Viriato da Cruz, C.P. 198, São Tomé, Sao Tome and Principe	
電話番号	(239) 222 28 03, 222 68 10	
ファクシミリ装置	(239) 222 18 43, 222 24 27, 222 41 79	
電子メール	Domingosilvat@yahoo.com.br Aderitobonfim@yahoo.fr Aderitobr@hotmail.com	
インターネット	—	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
サントメ・プリンシペの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択によりアフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
サントメ・プリンシペが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国内保護: 工業所有権国立サービス (SENAPI) (国内段階参照) ARIPO保護: アフリカ広域知的所有権機関 (ARIPO) (国内段階参照)	
サントメ・プリンシペを選択できるか?	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	国内: 特許 ARIPO: 特許, 実用新案 (実用新案は, ARIPO特許に代えて又はARIPO特許に加えて求めることができる)	
国際型調査に関するサントメ・プリンシペの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	

[次頁に続く]

S T	サントメ・プリンシペ (続き)	S T
サントメ・プリンシペが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
国内保護について		
サントメ・プリンシペが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	
ARIPO特許については、附属書B2のアフリカ広域知的所有権機関 (AP) を参照		